

- 一、一々年皆勤者ニハ一日分、日終ヲ賞與トシテ支給ス但シ遅刻五分以内三四五ノミナリナシ
- 二、退職手前 満一ヶ年次上勤続者ニシテ退職スル場合ニハ其ノ通リ支給ス
 - 満一ヶ年勤続者ニハ日終ノ五日分満二ヶ年次上ニテ年近ハ一年ヲ増ス
 - 毎ニ日終ノ二日分ヲ加算ス満三ヶ年次上五年近ハ一年ヲ増ス毎ニ日終ノ二日分ヲ加算ス但シ満五ヶ年次後ニ至リテハ満三ヶ年次後ニ於テ報償ス
- 右ノ如キ安服業ヲ提示セルカ修工例ハ之ヲ拒絶シ合議約二十分ニテ交渉大義ノ後退去セリ
- 八、修工例 修工ノ年常ノ通ル新ルルニ急業ヲ續ケ対策報償中ナリ
- 卒業生例 対策報償中
- 及申(通) 報候也

要求書

- 一、皆勤手当前
 - 一ヶ月間皆勤者六日給、二日分又給ノコト
 - 三月間皆勤者六日給、一日分又給ノコト
 - 但シ遅刻五分以内早退三回以内外出三回以内皆勤者ト認メテ手前ノ別主ニ至テ通商交渉ヲ行フ
- 一、勤続手当前及ビ退職手当前ノ制変更
 - 勤続手当トシテ満一ヶ月上勤続者六日給ノ二週間以上又給ノコト
 - 一月間勤続者二日給、二日分又給、三月以上一月ヲ越スル毎ニ日給ノ二分、以上一月以上ニ準ジテ五分
 - 一ヶ月未満者三日給、二日分又給、一月以上二ヶ月以上八日分又給ノコト
 - 一ヶ月未満者三日給、二日分又給、一月以上二ヶ月以上八日分又給ノコト
 - 一ヶ月未満者三日給、二日分又給、一月以上二ヶ月以上八日分又給ノコト
 - 一ヶ月未満者三日給、二日分又給、一月以上二ヶ月以上八日分又給ノコト
 - 一ヶ月未満者三日給、二日分又給、一月以上二ヶ月以上八日分又給ノコト
- 一、退職手前増ノ改正
 - 定額後修業八時迄ハ一日分二日分十五分増
 - 八時以後一時分ニテ五分増
- 一、八時間労働制実施ノ件
 - 湖主ノ時給ヲ其ノ日給トシテ八時間労働制トシテ但シ別業トシテ
 - 一年前八時労働 午後五分給付業
 - 労働時間八時間半 午後五分給付業
 - 二年前八時労働 午後五分給付業
 - 期間四月始メ九月三十日迄
- 一、解雇一ヶ月前ノ改正
 - 一、作業上必要ナル場合依リ役員制者ノ承認得ル者六日給、三割又給ノコト